

国官参事第 578 号
国空機第 5277 号
平成 28 年 10 月 5 日

日本貨物航空株式会社

安全統括管理者 齋藤 隆 殿
整備グループ長 松田 喜代治 殿

国土交通省 大臣官房参事官（航空事業安全）
航空局安全部航空事業安全室長 川勝 弘彦
航空局安全部航空機安全課長 川上 光男

整備の確実な実施について（嚴重注意）

貴社が運航するボーイング式 747-8F 型 JA18KZ 号機について、不適切な整備作業を実施していたと平成 28 年 9 月 21 日に貴社から航空局に報告があった。

航空局が本件について貴社に対して詳細な調査を指示した結果、エンジンの空冷配管の取り付けボルトの整備に関して、シフトの責任者及び確認主任者を含む複数の整備従事者がこれに関わり、作業の実施方法の決定、作業工程の管理、検査の実施等、一連の整備作業の実施及びこれに係る整備記録の作成について、航空法（以下「法」）第 20 条第 2 項の規定による認可を受けた業務規程及び法第 104 条第 1 項の規定による認可を受けた整備規程によらないで行うとともに、法第 19 条第 1 項（法第 10 条第 4 項の基準に適合すること）の確認の未実施や事実と異なる確認を度重ねていたことが明らかとなった。これらは、安全運航の前提である整備の確実な実施の観点から極めて遺憾であり、嚴重に注意するものである。

本事案は、安全意识及びコンプライアンスの欠如並びに整備の現場において整備従事者間での適切な指示・報告ができなかったこと等に関連し、適切な整備の実施及び不適切な整備作業に対する注意が実施されなかったものと考えられる。このため、今後、このような事態が起らないよう、類似事例の有無を確認するとともに本事案が発生した原因及び背景を詳細に調査し必要な再発防止策を検討の上、本年 10 月 19 日までに文書にて報告されたい。

以上